

「防災アシスト情報」 津波防災診断の実施について

1. はじめに

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、「官庁施設の津波防災診断指針」(平成25年4月版)を作成し、各省各庁に送付させて頂いております。

津波防災診断は、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）第53条に基づく津波災害警戒区域内の施設を対象に行うことになっていますが、平成28年1月末現在、東北地方では、津波防災地域づくり法第53条に基づく津波災害警戒区域」は指定されておりません。しかし、いつ津波災害が発生するか分かりませんので、保全実態調査を通じて、「津波防災地域づくり法第53条に基づく津波災害警戒区域」のほか、「津波防災地域づくり法第8条に基づく津波浸水想定が公表されている地域等」、「津波防災地域づくり法に基づかない既存の津波ハザードマップによる浸水想定地域等」に該当する場合に、津波防災診断の実施をお願いしております。

2. 津波災害警戒区域の指定状況等

津波防災地域づくり法第53条に基づく津波災害警戒区域は都道府県知事が指定します。上述したとおり、東北地方では同区域の指定はされていません。

津波防災地域づくり法第8条に基づく津波浸水想定については、青森県で設定が完了しており、その内容は以下のホームページで確認することができます。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/tunami-sinsuisoutei.html>

他の5県については、津波浸水想定も、現在、検討中等となっておりますが、それらの地域では、市町村が作成するハザードマップを用いて浸水想定地域に該当するか確認してください。施設が津波により浸水する地域に立地していることが確認された場合には、**速やかに津波防災診断を行い、適切な対策を施してください。**



<http://disaportal.gsi.go.jp/>

3. 官庁施設の津波防災診断指針の概要

官庁施設の津波防災診断指針について、東北地方整備局営繕部では、東北地区保全連絡会議で昨年度から説明させて頂いているとともに、営繕とうほく133号で紹介させて頂きました。

指針の概要は図1の通りで、計画的に実施するハード対策と、できるかぎり速やかに実施するソフト対策により、業務上必要な機能を確保することとしています。

概要			
<ul style="list-style-type: none"> ●ソフトとハードの一体的な対策によって ●津波のレベルに応じた業務上の機能確保の目標を達成する 			
目標			
津波のレベル	機能確保の目標		
	利用者の安全	災害時の対策活動	通常の業務
●最大クラスの津波 (レベル2津波(L2))	最優先で確保する	津波発生時も継続できる	利用者の安全を最優先 ・通岸業務の目標設定はしない
●L2より津波高さは低いものの 比較的発生頻度の高い津波 (レベル1津波(L1))			津波が引いたあと 早期に再開できる

※「災害応急対策活動を行わない機能のみが入居する施設」は目標設定なし

図1 官庁施設の津波防災診断指針の概要

